

第3号議案 特別決議

高等教育無償化に乗じた大学自治への介入に反対する決議

日本の大学生、とりわけ私立大学生は、きわめて大きな経済的負担を強いられてきた。奨学金の貧困、高学費、高等教育に対する公的支出の少なさに起因する様々な困難が学生達の未来を阻んできた。

そんな中、ようやく学生達の直面する問題が解決すべき課題として社会に認知され、高等教育無償化の議論が始まったことは喜ばしい変化である。しかし、それに伴って政府部内で進められている議論には重大な問題があり、看過することはできない。

安倍内閣が12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において、高等教育の無償化は安倍政権が掲げる「人づくり革命」の柱として位置づけられ、その実施に際して政府が課す基準に基づいて無償化対象校が選別される仕組みが検討されている。その基準の案として、実務家出身の教員や外部から招聘した理事を一定比率以上にすることなどが盛り込まれている。

しかし、教員や理事者を誰に選任するかは、言うまでもなく、大学の運営の根幹に関わる事項であり、個々の大学の実情に照らし、それぞれの現場で民主的プロセスの中で判断されるべきことである。にもかかわらず、このような政策誘導的な基準を導入することは、大学の自治への介入であると言わざるを得ず、断じて容認できない。政府は、大学から適切に距離を取り、真理の探究という大学本来の使命を阻害することのないよう、厳に慎むべきである。

高等教育無償化とは、学生の学ぶ権利を保障し、基本的人権と民主主義を尊重する健全な社会を支える人々を育てて行くための基礎となる政策である。そのような公平公正な社会の基礎たるべき政策の中に、特定の政策への誘導という要素を盛り込まれてはならないことは言うまでもない。その基本前提を確認し、これを忘れた全ての議論に対して厳重に抗議する。以上、決議する。

関西私大教連大会第11回大会
2018年3月27日